



内閣府 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

| 各府省からの第1次回答を踏まえた追加関係機関団体からの見解 | 地方六団体からの意見 | 提案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)  | 各府省からの第2次回答  | 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月30日閣議決定) 巨額内容  | 対応方針の進捗(検討)状況 |              |   |       |
|-------------------------------|------------|--|--|---|---------------|--------------|---|-------|
|                               |            |  |  |   | 進捗方法(検討状況)    | 実施(予定)時期     | これまでの進捗(検討)状況   | 今後の予定 |
|                               |            | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特設の支那がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。 | 強弱化地域計画に位置付ける個別の事業の中で、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する事業であることと示すことにより、両者を一体的に策定することが可能である。その場合、強弱化地域計画のうち、地震防災対策緊急事業五箇年計画に相当する部分について、国との同意協議を行うこととなる。一体的策定が可能である旨については、事務連絡等により自治体に周知を図る。  | 5【内閣府】<br>(6)地震防災対策特別措置法(平7法111)<br>地震防災対策緊急事業五箇年計画(2条1項。以下この事項において「計画」という。)については、以下の措置を講ずる。<br>・国土強靱化地域計画(速やかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。<br>・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。<br>・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 | 通知文           | 令和5年3月9日     | 「府政防第342号地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について」(令和5年3月9日付け 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)通知)  |       |
|                               |            |  | 固定資産課税台帳等の情報の利用は、被害認定調査の迅速化に寄与すると考えます。但し、固定資産課税台帳等の情報のうち、ご指摘の箇所等の情報は、地方税法第22条の漏らしてはならない「秘密」に該当するため、その提供に当たっては、事業の重要性、緊急性等と個人の秘密保護との比較衡量を行うとともに、個別法に情報の提供の求めに係る規定を設ける必要があります。今後、関係省庁間で協議を行いながら、検討を進めます。   | 5【内閣府(3)】総務省(15)<br>災害対策基本法(昭36法223)<br>被災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。<br>・地方公共団体が固定資産課税台帳等の情報を内部利用することを可能とする。  | 法律            | 令和5年6月16日    | 災害対策基本法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和5年6月16日付で公布・施行され、被災証明書の交付に必要な被害認定調査について、被災者の住居に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部利用するための規定が整備された。   |       |
|                               |            |  | 通知の発出などにより、明確に利用可能であることや参考情報等を伝える方向で検討を進めます。   | 5【内閣府】<br>(3)災害対策基本法(昭36法223)<br>被災証明書の交付については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。<br>・「準半壊に至らない(一部損壊)」以外でも、住家の被害の程度の判定を的確に実施することが可能であれば、写真判定が可能であることを明確化し、写真判定の参考となる情報を示しつつ、地方公共団体に令和5年度の早期に通知する。   | 通知等           | 令和5年5月24日    | 「令和5年度における被災者支援の適切な実施について(令和5年5月24日付内閣府政策統括官通知)」を各都道府県知事・各救助実施市市長宛てに通知。   |       |
|                               |            |  | ご提案の内容は、「幼稚園型認定こども園においては、1・2号認定が文部科学省補助(私学助成:幼稚園等特別支援教育経費)、3号認定が内閣府補助(とも)子育て支援交付金 多様な事業者の参入促進-能力活用事業)と、同じ園で、2つの申請手続が必要となること、施設の交付申請に係る事務負担の軽減を求めたものと認識している。既に都道府県及び市町村間において施設の交付申請手続の簡便化を実施している事例の有無なども参照しつつ、現場の事務負担の軽減に資する対応について検討してまいります。  | 5【内閣府(10)】文部科学省(19)<br>多様な事業者の参入促進-能力活用事業及び特別支援教育推進事業<br>幼稚園型認定こども園における、多様な事業者の参入促進-能力活用事業及び特別支援教育推進事業の申請については、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例を把握し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。  | 事務連絡          | 令和5年3月7日-発出済 | 「幼稚園型認定こども園における特別な支援を要する子供の受け入れに対する財政支援における事務負担の軽減について(通知)」(令和5年3月7日付事務連絡)において、事業者の申請事務の負担軽減に資する取組事例等について各都道府県担当部署にて周知。   |       |
|                               |            |  | 地方公共団体の負担軽減を図る観点から、経費変更報告における基準や事務手続等の見直しについて検討を行い、令和4年度中に結論を得る。例えば、都道府県経由で報告事務を行った市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすることや、事業者手前に報告の完了を求めていたことについて、交付金対象事業者の目的等に関する実施計画の補填の変更であれば、事業者手前の報告も可能とすること、当該年度事業費の2割以内の減額のみ場合は報告が「必ずしも」必要ではないとしていた点について、報告を不要とすること等の見直しを想定しているところである。なお、経費変更報告そのもの廃止については、適切でないため困難である。<br>※理由等は別紙のとおり。 | 5【内閣府】<br>(7)地域再生法(平17法24)<br>(ii)地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の経費変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  | 通知            | 令和5年4月27日    | 令和5年度事業に係る経費変更報告から、「①都道府県経由で報告事務を行った市区町村事業について、市区町村から国への直接報告を可能とすること」、「②事業者手前に報告の完了を求めていたことについて、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の補填の変更であることが確認できれば、事業者手前の報告も可能とすること」、「③当該年度事業費の2割以内の減額のみ場合は報告が必ずしも必要ではないとしていたことについて、報告を不要とすること」の3点について見直しを行った。(令和5年4月27日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡) |       |

| 管理番号 | 提案区分 |            | 提案事項名       | 求める措置の具体的内容  | 具体的な支障事例  | 制度改正による効果<br>(提案の実現による市民の利便性の向上、行政の効率化等)   | 提案法令等  | 制度の所管・関係府庁 | 団体名     | その他(特記事項)                                 | 追加共同団体名   | 追加支障事例                          | 各府県からの第1次回答  | 各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解   |
|------|------|------------|-------------|--|---|--|--|------------|---------|---|---|---------------------------------|--|---|
|      | 区分   | 分野         |             |  |   |  |  |            |         |   |   |                                 |  |   |
| 170  | B    | 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | 地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化   | 整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の嵩上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とする。計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化する。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札、設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみを比較する   | 【現状】都道府県知事は、地震防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等(単独事業も含む)について、5箇年間の計画を作成することができる(任意)。緊急的に整備すべき施設等を本計画に記載することで、対象事業(福祉施設・学校整備等に限定)の一部で補助率の嵩上げが認められる場合がある。都道府県知事は、当該計画を作成しようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。【支障】計画策定にあたり、計画に記載する全事業(補助率の嵩上げ対象外の事業も含む)について、個別省庁との下調整・内閣府と事前協議・内閣府と正式協議・同意の手順が求められ、労力を要している。計画に記載した全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札、設計変更による増減額等)が求められ、県・市町ともに回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、実際に補助率の嵩上げが認められるかは計画策定後の個別協議に委ねられるため、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。 |  |            | 内閣府     | 全国知事会、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西西地域連合 |   | 宮城県、千葉県、茨城県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、百崎県 | ○当府においても、計画における、市町村への変更内容の確認一併別省庁との下調整一内閣府との事前協議一全市町村の同意確認一内閣府と正式協議一内閣府同意の手順が求められ、労力を要している。また、進捗管理についても、全個別事業について、毎年度国による詳細な進捗管理(入札・設計変更による増減額等)が求められ、市町村ともに回答作成にかかる業務負担が大きい。○五箇年計画の策定・変更にあたり、県内市町村、消防等への照会や庁内での調整に加え、その他の各庁からの調整、内閣府への協議・同意等の業務があり、多大な時間、労力を必要とする。しかし、それらの業務が補助率の嵩上げに与えるケースは少なく、費用対効果が低いと考えられるため、事務の簡素化や他庁間での代替等が必要であると考え。○国による詳細な進捗状況調査への回答作成に係る業務負担が大きい。加えて、計画の作成及び事業の記載が、必ずしも嵩上げには直結していない。 | 地震防災緊急事業五箇年計画は、そもそも都道府県知事による任意計画であり(地震防災対策特別措置法第2条第1項)、都道府県が地域の事情に応じて策定するものである。そのため、同計画に記載する事業についても、主務大臣基準に適合するか否か、都道府県が自主的に判断するものであって、担当省庁との非公式な下調整・事前協議において記載の許可を得るものであってはならない。元より法令上、担当省庁との調整・内閣府との協議は行わずであり、下調整・事前協議があるから地方公共団体の負担が軽減されているとの指摘は当てはまらない。また、計画に特定の事業を記載することで補助率の嵩上げが認められる可能性があることから、嵩上げのための必要要件を満たすことが計画策定の事実上の目的になっている。その一方で、実際の嵩上げの判断は個別の補助金協議によって決定されており、多大な事務負担を要する下調整・事前協議を経て、ようやく記載を認められた事業が必ずしも嵩上げに繋がらない。よって、嵩上げ対象事業の決定は、国との協議及び国による同意の実効として影響せず、不要である。加えて、記載対象事業として提示されている187区分の事業に対し、嵩上げ対象は僅か9区分しかない上、実際に嵩上げが認められるのはこのうちの一部事業に留まるなど、費用対効果が非常に低く、計画の存在意義そのものに疑問が生じていると考える。なお、進捗状況の調査については計画策定時と同様に、県内市町も含めて担当の負担となっていることから、早急に改善を図っていただきたい。   |
| 201  | B    | 地方に対する規制緩和 | 07_産業振興     | デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)について、事業計画に直ちに影響しない変更については軽微変更手続をしないこととする。通常変更についてもその手続時期が限定されている。内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和3年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化を図ること。 | 令和3年度補正予算で計上されたデジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)は、事業計画の文言の簡素な変更や経費の少額な活用等の事業計画に直ちに影響しない変更である。軽微変更の手続が必要とされており、事業をスムーズに実施することができない。また、通常変更についてもその手続時期が限定されている。内閣府地方創生推進室による事前承認が必要とされているため、希望する時期にサテライトオフィスの施設整備を柔軟に行うことができない。具体的な支障事例としては、令和3年度補正予算で計上された前身の地方創生テレワーク交付金(地方創生テレワークタイプ)の変更手続の簡素化を図ること。 | 変更手続を簡素化することで、地域の実情に即したサテライトオフィスの施設整備を行うことができる。  | 令和3年9月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡「地方創生テレワーク交付金の変更手続について」 | 内閣府        | 岐阜県、栃木県 |   | 北海道、宮城県、長野県、大垣市、司見市、京都府、兵庫県、香川県、高松市、高知県、熊本県、大分県 |                                 | ○サテライトオフィス等開設支援事業として民間運営事業者を公募し事業を実施しており、民間事業者からの応募が少なく整備施設数を減少した場合には、事業計画を変更する通常変更を国に申請する必要があるが、通常変更の申請期間が限定されており、公募期間の前後で申請期間の終了後に通常変更が必要となる事象が生じたとしても、実情に即した対応ができない状況である。○当市においても、令和3年度に投切されたテレワーク交付金事業において、経費変更に該当すると思われる内容で事前相談を行い、結果として想定通り経費変更として報告を行った事例があるが、実際上、通常変更と変わらない程度の事務負担が発生しており、手続きの簡素化が望ましい。  | 「デジタル田園都市国家構想推進交付金(地方創生テレワークタイプ)」(令和3年度補正)の変更申請については、以下のとおり、「地方創生テレワーク交付金」(令和2年度第3次追加)と同様の簡素化を行ったこととする。   |
| 256  | B    | 地方に対する規制緩和 | 08_消防・防災・安全 | 交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止  | 交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと  | 交通安全対策基本法により、市町村は都道府県計画に基づき市町村交通安全計画(6年計画)の作成に努めることとし、この計画策定のために条例により市町村交通安全対策会議を設けることができることと定められている。計画策定には、交通安全対策会議(委員約20名)への諮問やパブリックコメントなど、手続きに相当の時間と労力を要する。また、市町村交通安全計画は、県計画と重なる部分も多く、県計画に網羅されている。  | 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第26条、第18条                 | 内閣府        | 神戸市     |   | 宮城県、郡山市、ひたな市、川崎市、相模原市、富士市、小坂市、岡山県、広島市、宇和島市、香川県  |                                 | ○計画の策定において、担当部署の事務負担は大きい。多くの市町村にとって、都道府県で策定した計画の内容から大きく異なることは無く、第11次計画においても策定しない市町村もあつたことから、努力義務の規定は見直しを思いと考える。○指図は、市町村交通安全計画は県計画に沿った形で作成されており、個別に作成する必要性が感じられない。また、作成のための交通安全対策会議の開催やパブリックコメントの実施などに、多大な努力を要している。○当市の交通安全対策会議は、交通安全計画の作成を位置目的としているため、提案事項に留まらず、本会議の今後の在り方について検討すべきと考え。  | 交通安全対策基本法は、交通の安全に關し、国及び地方公共団体が施策の基本を定め、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としており、また、同法第4条では、地方公共団体の責務が定められており、その区域における交通の安全に關し、市町村はその責務を有する。これを踏まえ、市町村においては、交通の安全に關し、地域の課題を認識し自ら具体的目標や方針を設定するなど、積極的に関与することが求められており、努力義務であるものの、当該地域の実情に応じた施策を講じていくために市町村交通安全計画を作成することが推奨される。一方で、市町村は、地域によって交通安全をめぐる状況が大きく異なる。例えば、令和3年度の交通事象発生件数が最少の高知県では、若狭郡のように、年間で交通事故が発生していない市町村等、都道府県の計画に基づき施策を講じたことでも十分に考えられる市町村が存在している。他方、最多の東京都では、足立区のように、東京都交通安全計画の目標から更に地域レベルに落とし込み、独自の目標を掲げ、きめ細かな施策を盛り込んだ計画を作成している自治体も存在している。このように、市町村においては、交通安全をめぐる状況の差が大きいため、全国の市町村の計画作成に關し一律に定めることは、市町村の弾力的かつ効果的な対策の推進を阻害することとなる。以上から、市町村が、交通の安全に關して区域内の住民の生命、身体及び財産を保護する責務があること、一方で、市町村によって交通安全をめぐる状況が大きく異なることへの柔軟な対応を可能とすることが求められることに鑑み、市町村交通安全計画作成を努力義務としている規制規定は適宜であると考え。なお、市町村交通安全対策会議の設置は、同法第18条に定めたとおり任意である。また、本提案の具体的な支障事例として挙げられた計画策定に伴う交通安全対策会議への諮問やパブリックコメント等の手続きについては、そもそも同法は条例で定めることを求めず、当該市町村の判断により条例改廃等に対応することが可能である。県計画と重なる部分が多いなど、計画を策定しないことが望ましいと判断される場合は、現行規定でもその策定は努力義務とされていることを踏まえ、地方の実情等に即して判断されたい。 |

| 各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同議案団体からの見解  | 地方六団体からの意見  | 議案事業検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)   | 各府県からの第2次回答  | 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容   | 対応方針の進捗(検討)状況 |           |  |       |
|--|---|---|--|---|---------------|-----------|--|-------|
|  |   |   |  |   | 措置方法(検討状況)    | 実施(予定)時期  | これまでの進捗(検討)状況  | 今後の予定 |
|  | 【全国知事会】<br>地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続き及び進捗管理については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。 | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、策定の割合等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り断然しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り要することを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済み計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。)と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。<br>法律上、都道府県知事が実施しなければならないのは、内閣総理大臣への同意協議のみであり、関係行政機関の長の意見聴取は内閣総理大臣が行うこととなっていることから、少なくとも、現在の運用上、都道府県に求められている計画策定前の関係行政機関との協議は廃止すべきではないか。更に、主務大臣の定める基準等への適合性に係る関係行政機関への確認が必要であれば、当該確認は内閣府が一元的に実施すべきではないか。<br>上記のほか、国との協議手続全体について、都道府県の事務負担を軽減するため、下調整・事前協議・正式協議という適度な協議手続の見直しをすべきではないか。<br>計画の進捗状況の調査に係る事務負担軽減策について、第2次アラングでお示しいただきたい。 | 提案内容を踏まえ、事前の確認プロセスを見直し、現行の下調整・事前協議を一本化するとともに、関係行政機関への確認を内閣府において一元的に実施することにより、地方公共団体の負担軽減を図ることとし、なお、事前の確認プロセスについては、地震防災対策特別措置法(以下「法」)等による緊急時の内閣総理大臣の同意に当たって主務大臣の定める基準への適合等を確認し、不同意といったことが生じないよう、手続の円滑化を図っているものであり、廃止することは困難である。<br>なお、本措置については、現行の第6次五箇年計画(令和3年度～令和7年度)の変更手続において試行的に行うこととし、今後、法第4条の規定の効力に係る期間が経過した場合は、本措置の次の五箇年計画への適用については、試行的に行った結果明らかとなった課題等を踏まえ、判断することとし、また、計画の進捗状況の調査については、提案内容を踏まえ、毎年の調査は廃止することとし、廃止後の状況等を踏まえ、別途進捗状況を把握する必要がある場合には、調査項目を権力取り込むなど、負担軽減を図った上で、個別に調査することとしたい。   | 5【内閣府】<br>(6)地震防災対策特別措置法(平7法111)<br>地震防災緊急事業五箇年計画(2条)1項、以下この事項において「計画」という。については、以下の措置を講ずる。<br>・国土強靱化地域計画(強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。<br>・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。<br>・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を把握する必要が生じた場合(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 | 通知文           | 令和5年3月9日  | 「府政防第342号地震防災緊急事業五箇年計画の策定事務の簡素化等について」(令和5年3月9日付け 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(防災計画担当)通知)                     |       |
| 【香川県】<br>「通常変更の申請期限が限定されており、公募期間の関係で申請期間の終了後に通常変更が必要な事象が生じたとしても、突償に即した対応ができない状況である。」という障害事例に対し、「通常変更の実施時期については、地方公共団体の要望に柔軟に対応するため、7月末交付決定及び10月末交付決定の2回実施することを予定している。」という回答であるが、当該では、公募期間の終了後を12月にしており、国の回答では対応できないため、当該障害事例については柔軟な対応をお願いしたい。 | 【全国知事会】<br>提案団体の提案を考慮した検討を求めらる。   |   | 経費変更のうち、「文言その他記載内容の修正(修正が事業計画に影響を与えないもの)」については、実績報告の際に修正した計画を提出することも可し、自治体宛てにその旨を周知いたします。ただし、実績報告時に経費変更とは認められない(修正が事業計画に影響を与えない)修正が事業計画に提出された場合、変更交付決定を要する)内容があった場合は、これに係る経費について交付金の交付を受けることができない点にご留意ください。<br>また、通常変更の実施時期については、新型コロナウイルスの影響により買付額が増加する等の外的要因により、現在の通常変更交付期間終了後に通常変更に関する変更が必要となる場合を想定し、別途、通常変更手続を実施いたします。具体的な時期については、自治体のご意見を踏まえて検討し、周知いたします。   | 5【内閣府】<br>(12)デジタル田園都市国家構想推進交付金<br>デジタル田園都市国家構想推進交付金のうち、地方創生テレワークタイプの変更交付申請に係る手続については、以下の措置を講ずる。<br>・事業計画に影響しない計画の文言等の修正については、令和4年10月1日から、実績報告の際に修正した事業計画を提出することにより可能とし、その旨を地方公共団体に通知する。<br>・地方公共団体がその実績に応じた柔軟に事業を実施することが可能となるよう、令和4年10月から、変更申請の機会を拡充し、その旨を地方公共団体に通知する。<br>[措置済み(令和4年10月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡)]   | 1ポツ目          |           |  |       |
|  |   |   |  |   | 2ポツ目          |           |  |       |
|  |   | 計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」(「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、策定の割合等に基づき、必要最小限のものとする」ことに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り断然しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り要することを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済み計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。)と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。<br>市町村としては、計画策定の必要性がないと考えている場合でも、努力義務が課されているために、対外的な説明責任の観点から、市町村交通安全計画を作成せざるを得ない実態がある。当該計画を作成せざるも交通安全対策を適切に実施すれば問題ないということであれば、当該計画を廃止すべきではないか。あるいは、少なくとも「できる」規定とすべきではないか。   | 全国の自治体に対し、市町村交通安全計画に関する調査を実施したところ、同計画を策定している自治体は約半数であり、同計画策定に際し、「目的を喪失しないためにも必要であり、メリットは大きい」(法で義務化されているが関係機関に協力を求めやすい等の意見があったほか、予算要求の軽減として同計画を活用している自治体も一定数みられることから、あくまで法定計画として市町村交通安全計画が定められているからこそ、自治体が自主性及び自立性をもって円滑に交通安全対策を推進できるという一面もある)と見られた。<br>また、「義務ではないため、計画策定していない」の意見も散見されるため、法律上努力義務として計画策定を推奨されていることをもって「実質的な義務付け」にはなっていないと理解している。<br>交通安全をめぐる状況は時代とともに変化しており、交通事故死者数は交通安全対策基本法(以下「法」という。)が策定された昭和45年の1万6,765人から令和3年には8,638人と大幅に減少した。その要因は、各自治体が、交通安全基本計画を始め、都道府県交通安全計画や市町村交通安全計画に基づき、着実に交通安全対策を推進してきたことによるものである。そうした状況に鑑みると、いまだ多くの方が交通事故により亡くなっており、予断を許し得ないものの、我が国における交通安全対策は、計画に基づく対策により一定の成果を上げたと評価できる。<br>一方、都道府県計画と内容が重複することや、国の基本計画を上位計画として順次計画が策定されることから、市町村計画の策定期間は大幅にずれ込み、実作業が短期間になり、手続が煩雑になる等の指摘も見られた。<br>そうした実態を踏まえ、自治体の自主性及び自立性を一層高めるために、市町村交通安全計画の策定を「できる」規定とすることを検討することとする。一方で、法第4条は、地方公共団体の責務が定めており、その区域における交通の安全に關し、市町村はその責務を有していること、地方公共団体の責務を果たすために法定計画として市町村交通安全計画が定められていること自体に大きなメリットが存在していること及び計画を必要としている自治体が存在していることから、計画の廃止は妥当ではないと考える。 | 5【内閣府】<br>(4)交通安全対策基本法(昭45法10)<br>市町村交通安全計画(4条1項)及び市町村交通安全実施計画(同条4項)の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。   | 法律            | 令和5年6月16日 | 交通安全対策基本法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律」が令和5年6月16日付で公布・施行され、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成に係る努力義務規定が「できる」規定となった。 |       |

| 管理番号 | 提案区分 |            | 提案事項名    | 求める措置の具体的内容                         | 具体的な支障事例  | 制度改革による効果<br>(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)   | 根拠法令等   | 制度の所管・関係府省                              | 国体名 | その他(特記事項) | 追加共同団体名 | 追加支障事例   | 各府省からの第1次回答   |   |   |
|------|------|------------|----------|-------------------------------------|---|--|---|---|-----|-----------|---------|--|---|---|---|
|      | 区分   | 分野         |          |                                     |   |  |   |   |     |           |         |  | 各府省からの第1次回答   | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解   |   |
| 284  | B    | 地方に対する規制緩和 | 03.医療・福祉 | 子育てのための施設等利用給付交付金の金額確定後の返還に伴う事務の見直し | 市町村は、過年度分の子育てのための施設等利用給付交付金について、算定に伴う返還がある場合に、国からの納入通知書により返還金支払いの処理を行っている。<br>納入通知書がなとも支払い処理が行えるよう、運用の改善を図られたい。 | 返還額については、補正予算で予算措置し、返還期限内に返還できるよう事務を進めているが、実務の支払処理は、国からの納入通知書が届いてからでなければ行うことができない。<br>納入通知書が納入期限附近で届くため、支払処理に十分な期間が取れず、期限内に支払うことができなかった際には延滞金が発生し、延滞金の支払処理にかかる事務負担(※)が大きい。<br>※延滞金は損害賠償金であり、損害賠償額の決定は地方自治法第96条に規定する議会の議決事項に該当するため、予算措置だけでなく、議金対応等も生じる。期限内に支払う準備を進めていたにも関わらず、納入通知書の到着が遅れたことにより、延滞金が発生し、市の過失と捉えられてしまうことは、納得し難い事例である。 | 納入通知書の到着を待つことなく返還金の支払い処理を行うことができれば、延滞金(過失を除く)の発生を防ぐことができ、事務負担の軽減にもつながる。 | 子育てのための施設等利用給付交付金交付基綱(ただし、返還方法までの記載はない) | 内閣府 | 所沢市       |         | 水戸市、前橋市、高崎市、千葉市、川崎市、相模原市、浜松市、半田市、滋賀県、京都市、熊本市、延岡市 | ○子ども・子育て支援交付金の過年度返還金においても、納付書到着から納付期限までが短いと同様の支障がある。<br>○納期限までの返還処理に係る事務負担が大きいことについては当市も同様である。<br>○当市でも、納入通知書の到着後に支払い処理を至急で行っている。 | 子育てのための施設等利用給付交付金の額に伴う返還事務については、例年、3月上旬に国から債権発生通知を発生し、納入期限を3月末日としている。令和4年度以降の返還事務においては、市町村の責めに帰さない理由で延滞金が発生しないよう、債権発生通知の発生から納入期限まで十分な処理期間(例えば、債権発生通知の発出後1か月程度)を設けることとしたい。 | 債権発生通知の発出から納入期限まで十分な期間を設けていただければ、納入通知書の到達遅延による延滞金の発生は少なからず防ぐことができるため、対応をお願いしたい。<br>なお、債権発生通知の発出後納入通知書の発行を別機関で行うなどの過程がある場合、今後とも支障事例のようなことが起こる可能性は残る。このため、子育てのための施設等利用給付交付金のみならず、国庫補助金等の返還方法として、納入通知書による支払以外の方法についても、早期の実現に向けて積極的に検討していただきたい。 |

| 各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同議案団体からの見解 | 地方六団体からの意見 | 議案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項) | 各府県からの第2次回答   | 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容  | 対応方針の措置(検討)状況  |              |  |       |
|-------------------------------|------------|------------------------------|---|--|----------------|--------------|--|-------|
|                               |            |                              |   |  | 措置方法<br>(検討状況) | 実施(予定)<br>時期 | これまでの措置(検討)状況  | 今後の予定 |
|                               |            |                              | 内閣府としては、1次回答にも記載したとおり、債権発生通知の発出から納入期限までに十分な期間を設けるように対応することとしたい。 | 5【内閣府】<br>(2)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭30法178)及び子ども・子育て支援法(平24法66) 子育てのための施設等利用給付交付金(子ども・子育て支援法68条2項)の返還手続については、市町村(特別区を含む。)の内滞な事務に資するよう、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定することとし、その旨を地方公共団体に令和4年中に周知する。 | 事務連絡           | 令和4年12月21日   | 令和4年度以降の子育てのための施設等利用給付交付金の返還手続に係る納入期限について(令和4年12月21日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付給付担当事務連絡)において、令和4年度の返還手続から、納入期限を債権発生通知書の発出から30日を経過した日以後に設定する旨を周知した。 |       |